

# 千葉県報

定例  
令和6年4月30日

## 主要目次

### 告示

地方自治法に基づく指定納付受託者の指定

生活保護法等に基づく指定施術者の指定

千葉海区漁場計画の変更の内容等

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務の補助

内水面漁場管理委員会指示

千葉県内水面漁場管理委員会指示第一号

内水面漁場管理委員会・海区漁業調整委員会訓令

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書規程の一部を改正する訓令

### 公告

令和六年度登録販売者試験の実施

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)

県営土地改良事業の工事の完了

宅地建物取引業法に基づく処分(二件)

七 七 五 五 四 四 二 二 一 一 一

## 告示

## 示

### 千葉県告示第二百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、寄附金(株式会社トラストバンクがインターネットを通じて提供する役務を利用して納付されるものに限る。)の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和六年四月三十日

千葉県知事

熊谷 俊人

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社千葉銀行	千葉市中央区千葉港一番二号	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	令和六年四月一日

ちばぎんカード株式会社	千葉県美浜区中瀬二丁目六番地一	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	令和六年四月一日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目一番一号	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	令和六年四月一日

### 千葉県告示第二百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和六年四月三十日

千葉県知事

熊谷 俊人

氏名	施設		所在地	指定年月日
	名称	住所		
高嶋紀彰	きぼう整骨院	東京都荒川区東日暮里三の四一の六	令和五年二月二十四日	
竹淵大二郎	訪問マッサージ E i R O W 船橋ステーション	船橋市上山町一の一三六の四一の六	令和五年三月一日	
川田章仁	治療室川田	我孫子市中峠台一一の六	〃	

### 千葉県告示第三百号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十四条第八項において準用する同条第六項の規定により、令和五年千葉県告示第二百二号で告示した千葉海区漁場計画の一部を変更したので、千葉海区漁場計画の変更の内容及び漁業法施行規則(令和二年農林水産省令第四十七号)第二十四条各号に掲げる事項並びに漁業の免許予定日及びその申請期間を別冊のとおり公示する。

令和六年四月三十日

千葉県知事

熊谷 俊人

## 監査委員告示

**千葉県監査委員告示第二号**  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人松本達之は、監査の事務を次のとおり補助させる。  
 令和六年四月三十日

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
松原創	東京都墨田区八広三丁目四番一四号	令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで
柳原翼	東京都江戸川区平井五丁目二八番八―六〇一―号	令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで
豊田泰士	徳島県徳島市幸町一丁目三七番地幸町シュンレジデンズ一〇〇三	令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで
金福実	船橋市山手二丁目七番七号	令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで
田畑収	東京都荒川区南千住七丁目二〇番一―五〇六号	令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで
田村奈央子	東京都品川区北品川五丁目三番一―七一八号	令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで

千葉県監査委員 小倉 明  
 千葉県監査委員 川口 明浩  
 千葉県監査委員 関 政幸  
 千葉県監査委員 岩井 泰憲

**内水面漁場管理委員会指示**

千葉県内水面漁場管理委員会指示第一号  
 令和六年度における第五種共同漁業権魚種に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
 令和六年四月三十日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 粕谷 清

指示対象者（漁業権者）	増殖区域（漁業権番号）	魚種	増殖方法	放流量等	摘要
養老川漁業	内共第一号	こい	産卵床設置	三平方メートル	（種苗放流）

協同組合	内共第二号	こい	産卵床設置	一平方メートル	八八〇キログラム	基準） ふな 全長 三センチメートル以上
協同組合	内共第三号	うなぎ	産卵床造成	九、〇〇〇尾	七〇キログラム	うなぎ 全長一五センチメートル以上
協同組合	内共第三号	わかさぎ	産卵床造成	三〇〇平方メートル	一、〇〇〇万粒	わかさぎ 全長一五センチメートル以上
協同組合	内共第三号	あゆ	産卵床造成	三〇〇平方メートル	一、〇〇〇万尾	あゆ 全長一五センチメートル以上
協同組合	内共第三号	うぐい	産卵床造成	三〇〇平方メートル	一、〇〇〇万尾	うぐい 全長一五センチメートル以上
協同組合	内共第三号	ふな	産卵床造成	三〇〇平方メートル	一、〇〇〇万尾	ふな 全長一五センチメートル以上
協同組合	内共第三号	こい	産卵床造成	三〇〇平方メートル	一、〇〇〇万尾	こい 全長一五センチメートル以上
協同組合	内共第三号	あゆ	産卵床造成	三〇〇平方メートル	一、〇〇〇万尾	あゆ 全長一五センチメートル以上
協同組合	内共第三号	ふな	産卵床造成	三〇〇平方メートル	一、〇〇〇万尾	ふな 全長一五センチメートル以上
協同組合	内共第三号	こい	産卵床造成	三〇〇平方メートル	一、〇〇〇万尾	こい 全長一五センチメートル以上

我孫子手賀沼漁業協同組合	手賀沼漁業協同組合	栗山川漁業協同組合	南白亀川漁業協同組合	夷隅川漁業協同組合
内共第七号	内共第七号 内共第一四号	内共第六号	内共第五号	内共第四号
ふな	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい あゆ おいかわ うぐい
種苗放流	種苗放流 産卵床設置	種苗放流 産卵床設置	種苗放流 産卵床設置	種苗放流 産卵床設置
一〇〇キログラム	一〇〇キログラム 一平方メートル 二五〇キログラム 七キログラム	一〇〇キログラム 二二〇キログラム 一〇五キログラム	一平方メートル 四〇キログラム 三五キログラム	一平方メートル 三九〇キログラム 一六五キログラム 四〇、〇〇〇尾 五〇〇平方メートル 五〇〇平方メートル

笹川漁業協同組合	北総漁業協同組合	佐原漁業協同組合	印旛沼漁業協同組合
内共第一号	内共第一号	内共第一〇号	内共第八号
こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい うなぎ	うなぎ ふな こい もつご わかさぎ うなぎ
産卵床設置	種苗放流 産卵床設置	種苗放流 産卵床設置	種苗放流 産卵床設置 卵放流
一平方メートル	一平方メートル 三〇〇キログラム 一四キログラム	一平方メートル 二八〇キログラム 三五キログラム	八平方メートル 一、九五〇キログラム 二一〇キログラム 二、〇〇〇万粒 一、八〇〇平方メートル 一平方メートル 二一〇キログラム 七キログラム

中利根漁業協同組合	内共第一一 号	ふな うなぎ	産卵床設置 種苗放流	一平方メートル 九〇キログラム
小糸川漁業協同組合	内共第一三 号	ふな うぐい おいかわ	産卵床設置 種苗放流 産卵床造成	一平方メートル 一四〇キログラム 二〇〇平方メートル 二〇〇平方メートル
松戸市漁業協同組合	内共第一一 号(東京都 知事免許)	こい ふな うなぎ	産卵床設置 種苗放流	一平方メートル 一七〇キログラム 三〇キログラム
市川市漁業協同組合	内共第一一 号(東京都 知事免許)	こい ふな うなぎ	産卵床設置 種苗放流	一平方メートル 二四〇キログラム 三〇キログラム

備考

一 ふなの種苗放流については、当該種苗の放流量一・九一キログラムにつき、産卵床一平方メートルを設置することにより代替することができるものとする。

二 うぐいの産卵床造成については、当該産卵床の面積一〇〇平方メートルにつき、うぐいの種苗一〇〇キログラムを放流することにより代替することができるものとする。

内水面漁場管理委員会・海区漁業調整委員会訓令

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和六年四月三十日

千葉県内水面漁場管理委員会  
千葉県海区漁業調整委員会  
訓令第一号

千葉県海区漁業調整委員会事務局

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書規程(平成二年千葉県内水面漁場管理委員会・千葉県海区漁業調整委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を削る。

第三十二条の二第三項を次のように改める。  
3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、事務局長又は事務局長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。

附則

この訓令は、令和六年五月一日から施行する。

公 告

令和六年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、令和六年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和六年四月三十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 試験日時

令和六年九月八日(日曜日)午前十時から午後三時三十分まで

二 試験場所

千葉市美浜区中瀬二丁目一番 日本コンベンションセンター国際展示場(幕張メッセ)

なお、受験申込みの状況等により、この試験場所以外の千葉県内の会場を試験場所とすることがある。

三 受験願書の提出

1 受験願書の受付期間等

受験願書の提出方法は郵送に限るものとし、その受付期間は令和六年五月二十日

業務従事者に対する講習	令和六年七月二十五日 (木曜日)	習志野文化ホールモリシアホール (習志野市谷津一丁目一六番一号)	習志野市谷津一丁目一六番一号
	令和六年八月二十九日 (木曜日)	アミュゼ柏プラザ (柏市柏六丁目二番二二号)	アミュゼ柏プラザ (柏市柏六丁目二番二二号)
	令和六年九月十一日 (水曜日)	東金文化会館会議室二 (東金市八坂台一丁目二、一〇七番地三)	東金文化会館会議室二 (東金市八坂台一丁目二、一〇七番地三)
	令和六年十月二十三日 (水曜日)	千葉県長生合同庁舎四階大会議室 (茂原市茂原一、一〇二番地一)	千葉県長生合同庁舎四階大会議室 (茂原市茂原一、一〇二番地一)
	令和六年十一月六日 (水曜日)	千葉県君津健康福祉センター三階大会議室 (木更津市新田三丁目四番三四号)	千葉県君津健康福祉センター三階大会議室 (木更津市新田三丁目四番三四号)
	令和六年十二月十一日 (水曜日)	千葉市民会館特別会議室二 (千葉市中央区要町一番一号)	千葉市民会館特別会議室二 (千葉市中央区要町一番一号)

一 出席して受講する研修及び講習の開催期日及び開催場所

千葉県知事 熊谷 俊 人

四 (月曜日) から六月七日(金曜日) まで(同日までの消印があるものに限り有効とする。)とする。

2 受験願書の提出先  
千葉県医薬品登録販売者試験センター 郵便番号二七〇一三九一 日本郵便株式会社印西郵便局私書箱七号

その他  
この試験に関し不明な点は、千葉県医薬品登録販売者試験センター(電話〇四七六(三三)三三三七)に問い合わせること。

四 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定  
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八條の二第一項及び第八條の三の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。  
令和六年四月三十日

一 届出の概要	令和六年四月三十日	大規模小売店舗の名称及び所在地	千葉県知事 熊谷 俊 人
	令和六年四月三十日	大規模小売店舗の名称及び所在地	千葉県知事 熊谷 俊 人

曜日	令和六年十月二十四日 (木曜日)	千葉県長生合同庁舎四階大会議室 (茂原市茂原一、一〇二番地一)
曜日	令和六年十一月七日 (木曜日)	千葉県君津健康福祉センター三階大会議室 (木更津市新田三丁目四番三四号)
曜日	令和六年十二月十二日 (木曜日)	千葉市民会館特別会議室二 (千葉市中央区要町一番一号)

二 通信制により受講する研修及び講習の申込受付期間  
令和六年十一月一日(金曜日) から十二月二十七日(金曜日) まで

三 受講料  
クリーニング師の研修 五千円  
業務従事者に対する講習 四千五百円

四 主催者の名称及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目八番二号

五 指定年月日  
令和六年四月三十日

六 その他  
この研修及び講習についての詳細は、次に問い合わせること。  
名称 公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センター  
所在地 千葉市中央区長洲一丁目一五番七号  
電話 〇四三(三〇七)八二七二

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
その届出は、令和六年四月三十日から八月三十日まで縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月三十日から八月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
令和六年四月三十日

<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>柏高島屋ステーションモール 柏市末広町一番地七ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東武鉄道株式会社 代表取締役 都筑豊ほか 東京都墨田区押上一丁目一番二号ほか</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄ほか 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東武鉄道株式会社 代表取締役 都筑豊ほか</p> <p>4 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか</p> <p>5 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか</p> <p>7 変更年月日 (-) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和二年四月一日、令和五年六月二十三日及び同年七月二十三日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和六年二月一日ほか</p> <p>二 届出年月日 令和六年四月九日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年四月三十日から八月三十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月三十日から八月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年四月三十日</p>
<p>一 届出の概要</p> <p>3 開店時刻及び閉店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称 オーケー株式会社</p>	<p>酒々井プレミアム・アウトレット 印旛郡酒々井町飯積二丁目四番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三菱地所・サイモン株式会社 代表取締役 山岸正紀 東京都千代田区大手町一丁目九番七号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社エクスプロラズトキョー 代表取締役 尾関修司ほか 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社エクスプロラズトキョー 代表取締役 尾関修司ほか 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一ほか</p> <p>5 変更年月日 令和五年四月十一日ほか</p> <p>二 届出年月日 令和五年九月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印旛郡酒々井町経済環境課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和六年四月三十日から八月三十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月三十日から八月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年四月三十日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

4 変更前の開店時刻及び閉店時刻  
なし

5 変更後の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻は午前八時三十分、閉店時刻は午後九時三十分

6 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後十一時三十分まで

7 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から午後十一時三十分まで

8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

変更年月日

令和六年四月十日

9 届出年月日

令和六年四月九日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

県営土地改良事業の工事の完了

野田市の一部を受益地域とする県営東葛北部地区土地改良事業(農業用排水施設)

は、令和五年五月十九日をもってその工事を完了した。

令和六年四月三十日

宅地建物取引業法に基づく処分

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、

次のとおり処分した。

令和六年四月三十日

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項第三号該当

宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号該当

一 名称 千葉市宅地建物取引業協同組合

二 事務所の所在地 千葉市中央区東千葉二丁目八番十三号

三 代表者の氏名 山中操

四 免許番号 千葉県知事(一一二)第五五五〇号

五 免許年月日 平成三十一年三月二十八日

六 処分の内容 令和六年三月十九日付けで免許取消し

宅地建物取引業法に基づく処分

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、  
次のとおり処分した。

令和六年四月三十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号該当

一 商号 株式会社美治商事

二 事務所の所在地 千葉市若葉区都賀一丁目十九番十三号

三 代表者の氏名 安井功人

四 免許番号 千葉県知事(一一四)第四一四八号

五 免許年月日 令和四年十二月二十五日

六 処分の内容 令和六年三月十九日付けで免許取消し

購読料

本号 (別冊を含む。)

一部

五  
一  
円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八